

京都市告示第268号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成23年12月6日付け京都市告示第333号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、同条第2項の規定に基づき、次のとおり解除します。

令和元年8月6日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市伏見区竹田向代町112番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)